



かいけつ!ハナミン

Shizuoka Consumer Affairs Center

クーリング・オフの手順

下記のハガキを点線にそって切り取り、必要事項 を記入し、両面をコピーしてから、郵便局の窓口で 簡易書留または特定記録郵便で出します。クレジッ トを利用している場合は、クレジット会社にも同じ 内容で通知します。

クーリング・オフした後も、「契約書」「ハガキ のコピー」「郵便局の受領書」は保管しておきまし よう。

8<

契約日

年 月 B

- ●販売会社名
- ●販売会社所在地
- ●商品(役務)名
- ●金額

円

00

上記日付の申し込みを撤回 または解除します。

> 年 月 H

静岡市消費生活センターのご案内

静岡市消費生活センターでは、専門の相談員が 消費生活に関するさまざまな相談を受け付けてい ます。また、消費生活に関する講演会やくらしの 出張教室などの啓発事業を実施しています。







(静岡・清水共涌)

公054-221-1056(相談専用)

《※専門相談員による相談時間》 月~金(祝休日、年末年始を除く)9~16時

- ◎静岡相談窓□ 静岡市役所 静岡庁舎1階
- ◎清水相談窓□ 静岡市役所 清水庁舎4階
- 土曜、日曜等に開設している相談窓口 ●

独立行政法人 国民生活センター

188 消費者ホットライン 《土曜、日曜、祝日 10~16時》

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

(東京) 03-5614-0189《土曜、日曜 10~12時 13~16時》 (大阪) 06-6203-7650 《日曜のみ10~12時 13~16時》

※平日は相談を受け付けていません

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

(東京) 03-6450-6631 《日曜のみ 11~16時》

(関西室) 06-4790-8110 《土曜のみ 10~12時 13~16時》

※平日は相談を受け付けていません